

「次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証に関する業務」に係る意見への回答

項	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
1	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）.pdf	8	2	(3)	ア	4	公表用資料の作成のご支援について、3回程度を想定しているのですが、現時点で想定する資料の提示時期（マイルストーン等）を記載いただくことをご検討いただけますでしょうか。	本業務内容及び各種作業との関係性を明確にするため。	ご意見を踏まえ、追記します。
2	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）.pdf	9~12	3	(4)	ウ・エ	2	レビューシート作成・点検業務のプロセス定義と AI 要件の整理順序について	AI 要件が業務プロセス整理より先に示されているため、要件の過不足が生じる可能性がございます。業務プロセスの整理を行ない、その上で AI の適用領域を定義する方向で記載を明確化いただくことを提案いたします。	ご意見を踏まえ、仕様書に追記します。
3	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）.pdf	10	3	(4)	エ	2	GIMA後継システムとの連携について	GIMA後継システムはGSSとなる方針と理解しております。GIMAからGSSへの移行方針を理解のうえ、RSシステムとGSSとの具体的な連携仕様を整理するために、デジタル庁 GSS班とコミュニケーションの上、連携イメージ（接続NWや経路、認証プロード等）や連携仕様（GSSとどのようなデータをやり取りするか等）の整理を実施することを要件として明示いただくことをご提案いたします。	ご意見を踏まえ、仕様書に追記します。
4	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）.pdf	11	3	(4)	エ	2	SNS・インターネット情報分析機能の目的・範囲について	SNS 情報分析の目的やレビューシート業務との関連が現状では明確でないため、対象データや利用目的、法令適合性の観点を整理した上で要件化いただくことを提案いたします。	ご意見を踏まえ、仕様書に追記します。
5	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）.pdf	14	3	(4)	ケ	3	「(イ) 調達用概算見積り支援」、「(ウ) 次期RSシステムの整備に係る設計・開発・移行等業務の調達支援」、「(エ) 工程管理支援事業者等への説明」について、それぞれの想定実施時期の明記をご検討いただければと思います。	応札段階でのより詳細な作業工数見積や作業計画の検討・立案のため。	ご意見を踏まえ、仕様書に追記します。
6	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）.pdf	16	3	(5)	イ	3	「(イ) 環境の準備」で構築を求められている検証環境について、その目的の明記をご検討ください。	内閣官房様が意図する環境が構築されることを確実にするため（目的を明記することで、当該環境に必要な機能や非機能等を応札段階で検討可能となり、より内閣官房様の意図に沿った検証環境の構築が提案される確実性を高めることができます）。	ご意見を踏まえ、仕様書に追記します。
7	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）.pdf	18	3	(5)	イ	3	「(ケ) 精度を高める」及び「(ケ) AI実証報告書」について、本業務で構築・開発した実証/検証環境やAI実証プログラムを翌年度以降も継続利用する（すなわち当該環境やプログラムに係る利用料等は内閣官房様でご負担いただく）前提であれば、その旨の明示や環境構築・プログラム開発に係る内閣官房様と受注者との役割分担の追記をご検討ください。	作業条件の認識相違の防止のため。	ご意見を踏まえ、仕様書に追記します。
8	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）.pdf	19	3	(5)	ウ	2	AI の安全性確保におけるプラットフォーム機能の併用について	安全性確保をモデル設定のみに依存することには限界があるため、モデルに加え、プラットフォーム側の安全機能（例：Content Safetyによる有害な表現やプロンプトインジェクション等の防御、生成AIの出力コンテンツに関連する特定の第三者の知的財産クレームから顧客を保護可能な実装を考慮等）を併用する旨を要件として明示いただくことを提案いたします。	ご意見を踏まえ、仕様書に追記します。

項	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
9	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）.pdf	21	3	(6)	ア	3	表3「No.2 要件定義書案（第1稿）」、「No.3 要件定義書案（第2稿）」及び「No.5 要件定義書案（最終版）」について、それぞれの利用用途や求められる網羅性/詳細度の明示をご検討ください。 ※表3「No.6 設計・開発・移行等業務の調達仕様書案（第1稿）」及び「No.7 設計・開発・移行等業務の調達仕様書案」についても同様です。	応札段階でのより詳細な作業工数見積や作業計画の検討・立案のため（現時点の記載では納品期日を分割している意図について把握できず、内閣官房様と事業者間で納品物内容の認識に齟齬が発生する恐れがあるかと考えます）。	成果物及び納品期日は、後続の設計・開発・移行等業務の想定調達スケジュールを踏まえて設定しているものです。ご意見を踏まえ、仕様書に使途を追記するとともに、想定される納品期日を一部修正します。なお、仕様書に記載しているものの表3に漏れていた成果物があつたため、追記します。
10	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）.pdf	23	4	(2)	ア	2	「ア. 受注者に求める要件」の下記要件について、本業務は行政機関へのAI導入に係る特性等を踏まえて推進することが求められることから、AIの導入又は導入支援の要件として「国又は地方公共団体を含む行政機関へのAI導入又は導入支援」を記載いただくことをご検討いただけますでしょうか。 「・ AI（自然言語処理及び生成 AI をいう。以下 4（2）において同じ。）の導入又は導入支援を行った経験を過去3年以内で複数有すること。」	本業務上の特性等を踏まえた要件を明確にするため。	入札参加者を広く募る観点から必須項目は現状のままでします。他方、ご趣旨を踏まえ、国の行政機関について加点項目に追記します。
11	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）.pdf	29	4	(2)	カ	4	「カ. 作業者に求める要件」の下記要件について、「AWSの場合」に例示されている資格に相当するAzure資格として "Azure Solutions Architect Expert" など、AI以外の資格も該当すると想料するため、当該資格を記載いただくことをご検討いただけますでしょうか。 「作業者のうち少なくとも 1 名は、ガバメントクラウドとして利用できるクラウドサービスプロバイダーの上級クラウド認定資格※を保有している又はそれと同等であることが経歴等により明らかであること。 例えば、Amazon Web Services (AWS)であれば、AWS Certified Solutions Architect - Professional, AWS Certified DevOps Engineer -- Professional, AWS Certified Advanced Networking – Specialty 又は AWS Certified Security – Specialty、Azure であれば、Azure AI Engineer Associate、Azure Data Scientist Associate、Designing and Implementing a Microsoft Azure AI Solution のいずれかの資格が該当する。」	作業者に求める資格要件を明確にするため。	ご意見を踏まえ、下記を追記します。 Azure Solutions Architect Expert Azure DevOps Engineer Expert
12	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）.pdf	34	7	(1)	-	2	本業務は、作業内容が多岐に渡ることもあり、業務期間（1年）を通じて、必要なスキル・工数を確保し十分な体制で業務を遂行することが必要と考えます。必要なスキルを有した人員を安定的に確保するために確りとした経営基盤・実績を有する事業者が担当することが望ましいと考えるため、令和7～9年度全省庁統一資格（競争参加資格）において、一定の等級以上（A以上等）を求めるご検討ください。	本業務の円滑かつ効果的な推進に資するより有益な提案を得るため。	ご意見を踏まえ、検討します。

注) 種別欄の意見の種類は以下のとおり。

- [1. 要求水準を下げる 2. 要求水準を上げる 3. 文章だけを修正する 4. その他]

「次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証に関する業務」に係る質問への回答

	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
1	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）.pdf	6	2	(2)		1	本調達の契約期間として「令和8年5月～和9年3月31日まで」と記載いただいておりますが、一方でP.38の「9 その他特記事項（1）前提条件等」には「本業務は、令和8年4月1日以降の契約を計画している。」と記載がございます。本業務の開始予定は5月以降という認識で齟齬ないか、ご教示いただけますでしょうか。	本業務の開始時期を適切に把握するため。	令和8年4月中の事業着手を予定しています。
2	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）.pdf	11	3	(4)	工	1	外部 API 連携における名寄せ作業の前提について	仕様書では「名寄せは職員が候補リストから選択する」と記載されていますが、次期 RS システム側で自動名寄せや AI による補助機能を実装することは許容されるかについて確認いたく存します。職員による手動作業を前提とするのか、補助機能の併用を想定いただけるのか、ご教示ください。	次期 RS システム側で自動名寄せや AI による補助機能の実装も想定されます。
3	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）.pdf	11	3	(4)	工	1	SNS・インターネット情報分析機能の具体的な利用目的と範囲について	SNS やインターネット情報の収集・分析機能について、レビューシート作成業務との関連性や利用目的が明確ではないため、想定している具体的な利用シーン、対象データの範囲、法令適合性の考え方等についてご教示ください。	SNS やインターネット上の情報を収集・分析することで、国民への情報提供に際しての工夫に繋げられるか、又レビューシート等の作成に必要な参考情報とができるかについて検討することを想定しています。ただし、収集した情報の量の不足、内容の誤り、偏りといった可能性があるため、あくまで参考情報として取り扱うことを想定しております。特に法令影響する利用は考えておりません。
4	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）	13	3	(4)	カ	1	「次期RSシステムの整備までの期間が複数年に及ぶため、本業務において解決策を検討する課題や課題解決のための方式の特性上、本業務において網羅的かつ明確に要件を定義できないか、又は本業務の実施段階で要件を詳細に定義することが必ずしも適切ではない事項が存在することが想定される。」という記載について、接続先となる他システムの仕様や構築スケジュールの影響を受ける事項を想定されている記載という理解で相違ないか。	仕様に係る認識相違解消のため。	ご理解のとおりです。
5	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）.pdf	16	3	(5)	イ-(ア)	1	表2「生成AI機能の利活用が想定される業務の例」において、AI利用実証期間が「令和8年6月～令和8年8月まで」と記載いただいておりますが、当該スケジュールは例示であることから、提案内容に応じて調整可能という認識で相違ないか、ご教示いただけますでしょうか。 なお、対外的なイベント等により上記スケジュールの調整が困難な場合は、関係する対外的なイベント等についてご教示いただけますでしょうか。	AI利用実証スケジュールを適切に理解するため。	AI実証に関する提案内容によっては調整可能です。行政事業レビューに関する大まかなスケジュールは仕様書中の表5に記載のとおりであり、現時点で令和8年度のスケジュールが大きく変更になるとは考えていません。

	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
6	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）.pdf	16	3	(5)	イ-(イ)	1	AI利用実証の環境として、ガバメントクラウドを想定されていると理解しておりますが、ガバメントクラウドや各府省庁との接続に必要なネットワークの手配については、貴官房で申請等の手続を行い、実証環境をご準備いただける想定で相違ないか、ご教示いただけますでしょうか。	AI利用実証の環境の役割分担を把握するため。	申請手続きは当局で行いますが、ネットワーク接続の詳細などの資料作成やデジタル庁との調整については受注者にも協力いただく予定です。
7	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）.pdf	16	3	(5)	イ-(イ)	1	AI利用実証の環境について、貴官房と協議後、ガバメントクラウドやネットワークの利用申請等を実施されるものと想定しておりますが、申請後、どの程度の期間で利用可能なガバメントクラウドやネットワークが提供されるのか、ご教示いただけますでしょうか。	AI利用実証の環境が提供される時期感を把握するため。	デジタル庁からは申請後3～4か月程度要すると言われていることから、すでに行革事務局の方で申請準備を進めています。他方で、受注者決定後でないと固まらない部分もあることから、事業着手後早急に申請対応を行う必要があると考えています。
8	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）	16	3	(5)	イ-(イ)	1	「検証環境及び実証環境については、行政職員による運用保守が可能なものとする」として、現時点で想定されている行政職員による運用保守体制（人数・スキル等）があればご教示いただきたい。	仕様に係る認識相違解消のため。	システム経験がない行政職員1～2名を想定しています。
9	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）.pdf	16	3	(5)	イ-(ウ)	1	「（ウ）AI実証プログラムの準備」について、「AI実証プログラムには、効果検証に必要となるデータの取得を含むこと。」と記載されていることから、受注者が構築する実証プログラムにてデータ取得を行うと理解いたしましたが、一方で、データの性質や保管状態等によっては、貴官房と協議のうえ貴官房にてデータをご準備いただく想定で認識に相違ないか、ご教示いただけますでしょうか。	データ準備の役割分担を把握するため。	行革事務局から提供するデータの具体的なものが明らかではなく、また、AI実証の効果検証を行なうかにも関係してくる部分ですが、効果検証に必要なデータは基本的に実証を通じて取得するものと考えています。
10	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）.pdf	16～18	3	(5)	イ～カ	1	AI実証プログラムの評価指標（精度基準）について	AI実証を通じて「質の向上」や「効率化」を検証するとされていますが、定量的な評価指標（正答率、再現率、誤回答率、妥当性評価等）の最低基準を設定する予定はありますでしょうか。評価指標の有無や設定予定についてご教示ください。	AI実証の効果検証にあたっては、これを評価するための指標とそれに関するデータの取得は当然に行われるべきと考えています。そのうえで、今回のAI実証を効果的なものとするために、どのような観点から効果検証すべきか、またどのような評価指標を設定すべきかは、技術等提案書の中で提案いただければと思います。
11	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）	18	3	(5)	イ-(コ)	1	「実証に用いた環境・AI実証プログラム及び関連ドキュメントについては、翌年度のAI実証の継続を視野に、その精度等を改善・修正したものを納入すること」という記載について、環境設定やプログラムソースを納入することで問題ないか。	仕様に係る認識相違解消のため。	ご理解のとおりです。なお、関連ドキュメントには、イ(ケ)に記載のとおり、プロンプトやパラメータも含みます。

	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
12	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）	19	3	(5)	ウ-(ウ)	1	「主管部署の利用と各府省庁・有識者の利用の2つの環境を用意すること。」について、各利用者ごとにそれぞれ検証環境と実証環境が必要（計4つの環境が必要）という理解で相違ないか。	仕様に係る認識相違解消のため。	環境面は検証環境一つ、実証環境一つの計2つとなります。ここでいう2つの環境とは機能のことを指しています。表2で示している内容と重複しているため、当該規定は削除します。
13	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）.pdf	19	3	(5)	ウ	1	AI 実証環境と次期 RS 本番環境のクラウド基盤の関係について	AI 実証環境の要件が詳細に規定されていますが、実証環境と次期 RS 本番環境のクラウド基盤を同一とする必要があるかは明記されておりません。異なるクラウド基盤を利用することが可能か、また異なる場合に想定される前提条件・制約等についてご教示ください。	次期RSシステム本番環境のクラウド基盤は、今回のAI実証の結果や要件定義の内容を踏まえて、次期RSシステムの設計・開発事業者から提案されるものと考えています。そのため、AI実証に用いるクラウド基盤は、今回のAI実証の実施の観点から選定いただければと思います。
14	01 仕様書（次期RSシステム整備に向けた要件定義等の支援及びAI利用実証業務）.pdf	19	3	(5)	ウ	1	AI 実証で利用するクラウドサービス（CSP）の選択について	仕様書では「クラウドの環境は主管部署が用意した環境を利用すること」と記載されていますが、AI 利用実証において利用するクラウドは、現行 RS システムが稼働している CSP (AWS) と同一になるのでしょうか。他のガバメントクラウド認定CSPの環境を主管部署において新たに用意し、実証用として利用することは可能かについてご教示ください。	今回のAI実証で用いる領域は現行RSシステムが稼働しているAWSに限らず、現行RSシステムに影響を与えないように独立したガバクラ領域を考えています。ただし、GSSネットワークとの接続等について新たに申請が必要となり、AI実証開始までに用意する必要があることから、契約後早急な準備と手続きが必要となります。

注) 1. 種別欄の質問の種類は以下のとおり。

[1. 調達仕様書案に対する質問等 2. その他]